

重度心身障害者の医療費を助成します

心身に重度の障がいがある方が、医療機関などで診療を受けた際に医療費の自己負担分の一部を助成します（所得制限などの要件があります）。

◇助成対象者 身体障害者手帳1級、2級および3級（3級は心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の機能障害に限る）、愛護（療育）手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。

※65歳以上で新規に障害者手帳を所持された方は対象となりません。

◇所得制限 本人および扶養義務者の所得によります。

◇助成制限 平成16年10月以前から重度心身障害者医療費助成を受けていた方で、現在、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、世帯全員が住民税非課税の方のみ対象となります。

申請用紙は住民福祉課 福祉・健康づくり部門窓口にて用意してあります。現在助成を受けている方も更新が必要です。

◇提出期限 9月25日(水)までに住民福祉課 福祉・健康づくり部門窓口にて提出してください。期間を過ぎて申請された場合は、申請されたその月からの医療費助成となりますので、ご了承ください。

【お問合せ】福祉・健康づくり部門 担当：葛野

公証制度について ～10月1日から7日は「公証週間」です～

遺言や大切な契約は公正証書で！

（公正証書は、法律の専門家である公証人が作成する公文書です。）

公証人は、国の一機関として、地域住民のみなさんの財産などの権利や生活を守り、トラブルを未然に防ぐために活躍しています。

その主な業務は、次のとおりです。

- 公正証書で契約書を作って、大切な財産を守ります。
- 公正証書で遺言を作って、大切な人に遺産を譲ります。
- 公正証書で養育費の給付契約書を作って、子どもの将来を守ります。
- 任意後見契約書を作って、老後の安心を確保します。
- 定款認証で適法な会社を設立します。

手数料は法定されていますので、安心してご利用いただけます。

公証事務に関する相談は無料です。いつでも気軽にご相談ください。

【お問合せ】青森公証人合同役場 ☎017-776-8273（公証人 本田 裕一郎）

「法の日司法書士法律相談会」（無料）

10月1日は法の日です。日常生活での困りごとや法律上の悩みについて司法書士が無料で相談に応じます。下記のとおり面談での相談に応じますので、お気軽にお尋ねください。

主催 青森県司法書士会

相談内容 多重債務・相続・登記・成年後見・裁判所提出書類作成など

受付 当日先着順

◆むつ会場 下北文化会館 第3集会室（むつ市金谷1丁目10-1）

10月5日(土) 午前10時～午後3時（面談相談）

◆青森県司法書士会総合相談センター相談

相談会場 青森県司法書士会館（青森市長島3丁目5-16） ☎017-752-0440

10月1日(火)～4日(金) 午後5時～午後8時（面談相談および電話相談）

※上記期間内は司法書士が常駐しますので、面談相談も対応しますが、ご希望の方は事前にご予約いただくとお待たせせずに済みます。

なお、相談は無料ですが具体的な手続きが必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認ください。また、上記日時以外でも青森県司法書士会総合相談センター（☎0120-940-230）へご連絡いただくと相談のご案内やご相談内容に応じたお近くの司法書士の紹介を行っています。

【お問合せ】青森県司法書士会 ☎017-776-8398